**伝達事項**

**●住所の届出**

短期入所者生活介護（ショートステイ）、小規模多機能型居宅介護、お泊りデイサービス等、居住施設ではない場所に住所として届出しているケースが見受けられます。

上記サービス事業所等に住所として届出することは適切ではないため、届出をしないようお願いします。

**●軽度者の福祉用具貸与理由書**

提出書類を確認していますが、以下の不備が多く見受けられます。

・必要事項の記載漏れ

・医師への確認日、サービス担当者会議実施日、貸与開始日の時系列

・要支援の利用者で、包括支援センターの確認印漏れ

・くすのき広域連合の様式を使用

また、貸与開始後に提出されるケースが多々見受けられます。原則貸与開始前に提出するようお願いします。

※理由書の提出がないにも関わらず、福祉用具貸与を算定している場合、保険給付費を返還していただくことになります。

**●運営規程及び重要事項説明書**

変更届提出時や運営指導時において、運営規程及び重要事項説明書を確認して、おりますが、くすのき広域連合の名称や条例名、報酬改定前の料金等、不備が多数見受けられます。

市ホームページに見本を掲載（地域密着型サービスは地域密着型通所介護のみ）していますので、参考にしていただき、適宜修正をお願いします。

なお、くすのき広域連合の名称、条例名及び報酬改定の料金の変更については、修正後の運営規程の市への提出（変更届）は不要です。

**●月末サービス開始のモニタリングの考え方**

月の下旬から末日にサービス利用を開始したケースで、毎月のモニタリングの実施及び記録の作成が当月中に実施されず、翌月末に実施しているケースが見受けられます。

下旬から末日にサービス利用を開始した場合でも、必ず月末までにモニタリングの実施及び記録の作成をお願いします。

記録で実施の確認ができない場合、運営基準減算となる可能性があります。

なお、利用者都合で当月中に実施できなかった場合は、翌月初に速やかに実施してください。また、その場合、翌月は月初と月末の２回実施することになります。

**●モニタリングの記録作成**

運営指導において、毎月のモニタリングは実施していたが、記録を作成していなかったため、運営基準減算となるケースが見受けられます。毎月のモニタリングを実施した際は、必ず記録を作成し、保管しておくようお願いします。

**●暫定プランに対するモニタリング**

暫定プランでサービス提供し、認定結果が要介護となったケースで、毎月のモニタリングが実施されていなかった場合、運営基準減算となる可能性があります。

暫定プランを作成した場合は、毎月のモニタリングを実施し、記録を作成してください。

例）R7.4.1新規申請・暫定プラン。R7.6.1要介護１の認定結果。要支援になると思い、４月、５月はモニタリング未実施。

→４月、５月は運営基準減算

**●指定更新申請**

指定有効期間満了に伴う、指定更新申請について、門真市から更新に関する案内はありません。

市ホームページに、「介護サービス事業所の指定有効期限」のページを設けていますので、確認していただき、遅滞なく手続きをお願いします。

**●電子申請届出システムの開始**

令和８年４月から、電子申請による届出の受付を開始します。各事業所・施設におかれましては、gBizID取得等のご準備をお願いいたします。

受付開始時期等につきましては、今後市ホームページやメール等でお伝えする予定です。

**●総合事業の給付制限開始**

令和８年４月１日より総合事業対象者への給付制限が適用されます。（別紙参照）

**●届出等への住所記載誤り**

利用者の代理で提出された、送付先変更届に記載の住所が誤っていたため、別人に高齢福祉課からの書類が送付された事案が発生しております。

書類を代筆、代理作成・提出する場合は、記載誤りがないよう十分な確認をお願いします。

なお、当該事案は個人情報の流出にあたるため、事故報告書を作成し、高齢福祉課まで提出をお願いします。

**●住改改修の注意事項**

・住宅改修の理由書に、「快適」「不安」といった理由が多く見受けられますが、快適性は住宅改修の理由にならないため注意してください。また、「不安」もこれのみをもって理由にはならないので、危険性の低減や介護者の負担軽減など、適切な理由を記載してください。

このほか、改善の効果の欄も「～しやすくなる」という表現が多数見受けられますが、改修すればしやすくなるのは当然で、住宅改修の要件である改善効果を適切に記載して下さい。

例：～を設置することで転倒の危険を軽減する。一人で～できるようになることで介護者の負担を軽減する。など

・本人の身体の状況と改修しようとする内容が合致しない理由書が見受けられます。

・改修箇所の必要性に繋がる身体の状況が記載されているか確認して下さい。

　例：手すりの取り付け：～手術の既往がある。

→手術を受ければ通常改善されたと判断し、必要性の理由になりません。

　「手術は受けたが～の症状・状態が継続しており...」といった改修の必要性と直接つながる理由を記載して下さい。

・介護保険の適用にならない箇所の申請が見受けられます。

　改修可能な個所は、日常生活の範囲に限られますので、普段利用していない部屋や、仏間・趣味の部屋などへの移動のための改修は自費になります。

　介護保険で認められる日常生活の範囲と社会通念上の日常生活の範囲はイコールではないので注意してください。